

## 四街道市レクリエーション協会規約

昭和 58 年 4 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 19 日改正

- 第 1 条 本会は四街道市レクリエーション協会と称し、事務局を事務局長宅に置く。
- 第 2 条 本会はレクリエーションの健全な普及発展を期して、会員相互の親睦とレクリエーション知識、技術の向上を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成する為に、下記の事業を行う。
- (1) レクリエーションに関する研究、資料の交換。
  - (2) 会員相互の連絡、情報、資料の交換。
  - (3) その他、目的達成に必要な事業。
- 第 4 条 本会の会員は下記の者で構成する。
- (1) 資格認定主催団体による講習を終了した者。
  - (2) 第 2 条に賛同する者。
- 第 5 条 本会に下記の役員を置く。
- 会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名、理事長 1 名、理事若干名、会計 2 名、会計監査 1 名。
- 第 6 条 本会に役員会の承認を得て、顧問、相談役を置くことができる。
- 第 7 条 本会の役員は会員の互選により選出し、総会で承認を得る。役員の内任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 第 8 条 総会は年 1 回開く。ただし、会長が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 2 以上の請求があったとき開くことができる。
- 第 9 条 会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。会長は役員会を招集し、会務を執行する。
- 第 10 条 (1) 会員は毎年度、会費 2000 円を納入する。また、入会を希望する者は、入会申込書をもって申込み、その年度の会費 2000 円を納入する
- (2) 休会を希望する会員は、会員名と休会することを明記した文章とともに、会費 1000 円を事務局に納入する。
- 第 11 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第 12 条 この規約は総会の承認を得て改正することができる。
- 第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 付則 1 この規約は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 2 この規約は改正の日から施行する。